

審 査 基 準

基準の名称	徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例		
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要	
徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例	6	利用の許可	
基 準 の 内 容			
①公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 ②集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 ③その他施設の管理上支障があると認められるとき。			